

第3回 次世代半導体等小委員会

2025年6月

商務情報政策局

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要

背景・法律の概要

- ✓ 生成AIの利活用の急速な拡大に伴い、電子計算機に求められる計算量は大幅に増加していることから、今後情報処理の更なる促進を図るためには、**先端的な半導体の確保**、生成AIの**計算需要を十分に満たせるだけのサーバーの導入等**を併せて進める必要がある。
- ✓ また、**半導体・AIの成長需要を取り込み、各産業の国際競争力の強化につなげていくため、半導体・AI分野の公的支援**に係る**民間事業者の予見可能性を高め大規模な官民投資を誘発**していく必要がある。
- ✓ こうした背景を踏まえ、**情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、**
 - （１）指定高速情報処理用半導体※^１の生産を安定的に行うために必要な取組の支援、**
 - （２）高度な情報処理の性能を有する設備の導入※^２の支援、**
 - （３）デジタル人材の育成、**
 - （４）（１）～（３）の措置に係る独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の業務の追加、**
 - （５）半導体・AI施策に係る必要な財源を確保するための新たな公債※^３の発行・償還等****に関する措置を情報処理の促進に関する法律（情促法）において定め、（５）に係る経理を明確にするための新たな勘定の創設等の措置について特別会計に関する法律（特会法）において定める。**

※ １ 我が国において生産及び供給が安定的に行われていない、極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であって、情報処理の高度化のために特に必要なもの

※ ２ 大規模なサーバーや冷却設備等の導入

※ ３ 半導体の性能の向上等の措置等に充てるために必要な財源を確保するためのつなぎ国債

指定高速情報処理用半導体に関する支援 【情促法】

① 支援対象（公募により選定）

- ・ 経済産業大臣が指定した**指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができる者**

② IPAへの追加業務

- ・ 当該取組※に必要な**資金の出資若しくは施設・設備の現物出資、当該資金に係る社債又は借入れに係る債務の保証等**

※ 生産施設の設置、需要の開拓等

高度な情報処理の性能を有する設備 に関する支援【情促法】

① 支援対象

- ・ **高度な情報処理の性能を有する設備の導入**を行おうとする**情報処理サービス業を営む会社**

② IPAへの追加業務

- ・ **高度な情報処理の性能を有する設備の導入**に必要な資金に係る**社債又は借入れに係る債務の保証**

デジタル人材の育成 【情促法】

○ IPAへの追加業務

- ・ デジタル人材の養成や、その資質の向上に係る業務を追加する。

必要な財源の確保【情促法・特会法】

- ・ **「AI・半導体産業基盤強化フレーム」として、2030年度までに合計10兆円以上の半導体・AI分野への公的支援（補助・委託等：6兆円程度、金融支援：4兆円以上）を行うところ、こうした支援には一度に多額の資金が必要と想定されることから、エネルギー対策特別会計の負担において、**公債を発行**できることとする。**
- ・ ① **新たな公債の償還及び半導体・AI施策に要する費用の財源に充てるため、財政投融资特別会計の投資勘定から新たな勘定へ繰り入れることができる旨、**
- ・ ② **半導体・AI施策に要する費用の財源に充てるため、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から新たな勘定へ繰り入れることができる旨及び**
- ・ ③ **半導体・AI施策に要する費用の財源に充てるため、一般会計（経済産業省が所管する基金からの国庫返納金）から新たな勘定へ繰り入れることができる旨**を規定する。
- ・ 上記に係る経理を明確にするため、**エネルギー対策特別会計に新たな勘定及び対策を設置し、歳入歳出項目等を規定**する。

(参考) 指定高速情報処理用半導体に関する公募・選定制度の概要

①

指定高速情報処理用半導体の指定

経済産業大臣は、極めて大量の情報
を極めて高速度で処理することを
可能とする性能を有すること 等の
事項に該当する半導体を指定する。

②

事業者の公募・選定

- (1) 経済産業大臣による公募
- (2) 事業者による指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組に関する計画の経済産業大臣への提出
- (3) 経済産業大臣による選定
※ 経済産業大臣は、次世代半導体等小委員会等の関係機関に対し意見聴取を行う。

③

金融支援・税制措置

<IPAによる金融支援>

- ✓ 資金・現物出資
- ✓ 劣後融資の実施、劣後債の引受け
- ✓ 社債の引受け・資金の借入に係る債務の保証
- ✓ 利子補給金の支給

<税制措置>

- ✓ 事業者の資本増強によって発生する登録免許税や法人事業税資本割についての税制措置

監督・モニタリング

経済産業大臣は、計画の実施の状況については、定期的に報告を求める。
公募により選定された事業者は、計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を得なければならない。

(参考) 衆議院 経済産業委員会 附帯決議全文 (1 / 3)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 指定高速情報処理用半導体に関する支援対象事業者の選定については、我が国が次世代半導体の生産において競争力を有することができるよう、諸外国における次世代半導体の研究開発や量産に向けた取組等の動向を注視しつつ、関係者や有識者等の意見も踏まえ、適時適切に行うこと。
- 二 選定事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の経済安全保障の観点からも重要となる半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるよう留意すること。
- 三 選定事業者による資金確保や顧客開拓等に対し協力を行うなど、選定事業者と連携して実施計画の着実な実施に努めるとともに、指定高速情報処理用半導体の生産に必要な不可欠な製造装置や部素材等の安定的な確保に万全を期すこと。
- 四 独立行政法人情報処理推進機構による選定事業者に対する出資に当たっては、民間との出資のバランスを考慮するなど、選定事業者の自立性確保に十分留意すること。
- 五 出資の対価として取得する株式については、経営判断の迅速性等にも配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるような設計とし、重要な経営事項に対して拒否権を有するいわゆる黄金株を保有することも含めて、検討すること。加えて、民間からの資金調達を促進していきつつ、公的資金の回収を図る観点も踏まえ、適正なリターンが確保されるような設計とするように検討すること。

(参考) 衆議院 経済産業委員会 附帯決議全文 (2 / 3)

- 六 選定事業者に対する出資等の支援が多額の国費を用いるものであることに鑑み、選定事業者による実施計画の概要を公表するとともに、実施計画の実施状況、選定事業者による半導体の設計を行うために必要なデータセットの開発及び顧客への提供状況や選定事業者と半導体設計事業者等との提携状況など事業の進捗状況について、政府において責任を持って把握・検証を行い、入手する経営情報に関してはその機密の確保に万全を期し事業者の競争上の地位の毀損がないように配慮しつつ、上場までの間、選定事業者に対する追加支援に必要な予算案の審議に向けて、国会に報告するとともに、公表すること。特に、量産開始までの間は、三月に一回を目処に国会に報告すること。
- 七 選定事業者による指定高速情報処理用半導体の量産化に対する支援（以下「量産準備支援」という。）は、民間主体で行うことを旨とし、政府は今後の次世代半導体を取り巻く環境等の変化を十分踏まえ、必要に応じて選定事業者に対し実施計画の変更の指示など、同計画について不断の見直しを行うこと。
- 八 さらに量産準備支援の判断については、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況、選定事業者の民間からの追加投資状況及び販路開拓状況を踏まえること。また、選定事業者による売上げ見込みと、生産・販売・管理コスト等の見積もりから計算される利益によって、これまでと今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できないなど事業性が見込めないと判断した場合においては、支援を見直すこと。なお、量産準備支援を行う場合には、選定事業者に対して、財務状況等の国民への情報開示を行うよう指導すること。
- 九 「A I・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく歳出については、政策効果や必要性を十分見極めた上で、国会での審議や産業構造審議会等での議論を踏まえつつ必要に応じて見直しを行うとともに、毎年、「A I・半導体産業基盤強化フレーム」に係る予算の執行状況について情報を整理して公表すること。

(参考) 衆議院 経済産業委員会 附帯決議全文 (3 / 3)

- 十 選定事業者に対する国からの支援が巨額に及ぶことを踏まえ、支援のプロセスや資金の流れ等について、高い透明性を確保するとともに、公平かつ公正な運用を徹底すること。また、選定事業者役員等の既存個人株主が将来株式を売却した際に生じる利益について、国費の投入が株式価値の上昇に寄与した点も念頭に、小池淳義参考人から、個人としては寄附や人材育成活動に使っていききたいとの発言があったことも参考に、引き続き、国費の投入について国民の納得が得られるように努めること。
- 十一 エネルギー対策特別会計に新設する先端半導体・人工知能関連技術勘定における公債「先端半導体・人工知能関連技術債」の発行に当たっては、将来にわたって国民負担が伴わないよう厳重に対処すること。特に、その償還においても、財政投融资特別会計の投資勘定の財政状況に十分留意すること。
- 十二 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状及び、政府におけるこれまでの半導体政策についての十分な検証・評価の結果を踏まえ、今後の中長期的な内外の情勢変化やA I・半導体に係る技術革新の進展等の動向に対応し、我が国半導体産業の復活に向けて、今後のA I・半導体政策の在り方について更なる検討を進めること。
- 十三 国内におけるデジタル需要の拡大に最大限努めるとともに、国内で製造される半導体の供給において、そのマッチングが図られるよう必要な施策を行うこと。
- 十四 デジタル人材及び特に不足が指摘されているA I・半導体人材の育成や確保については、関係省庁・関係機関、高校・高等専門学校・大学等が連携し、着実に取組を実施すること。また、人材や技術の海外流出防止及び高度人材の獲得について、実効性ある施策を講じること。
- 十五 次世代半導体の量産化等の事業の推進及び関連産業の集積を進めるに当たり、円滑な事業経営環境を整え、内外より高度なI T人材の確保をするための施策を行うことが必要であることに鑑み、関係省庁間の連携及び地方公共団体との連携の下、工業用水の確保、下水道及び道路等の必要なインフラの整備や、インターナショナルスクール等の設置及び周辺の学校や医療機関等、居住環境や生活環境の整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

(参考) 参議院 経済産業委員会 附帯決議全文 (1 / 3)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 指定高速情報処理用半導体に関する支援対象事業者の選定については、我が国が次世代半導体において競争力を有することができるよう、諸外国における次世代半導体の研究開発や量産に向けた取組等の動向を注視しつつ、関係者や有識者等の意見も踏まえ、適時適切に行うこと。
- 二 選定事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の経済安全保障の観点からも重要となる半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるよう留意すること。
- 三 選定事業者による資金確保や顧客開拓等に対し協力を行うなど、選定事業者と連携して実施計画の着実な実施に努めるとともに、指定高速情報処理用半導体の生産に必要な不可欠な製造装置や部素材等の安定的な確保に万全を期すこと。
- 四 独立行政法人情報処理推進機構による選定事業者に対する出資に当たっては、民間との出資のバランスを考慮するなど、選定事業者の自立性確保に十分留意すること。
- 五 出資の対価として取得する株式については、経営判断の迅速性等にも配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるような設計とし、重要な経営事項に対して拒否権を有するいわゆる黄金株を保有することも含めて、検討すること。また、経営に不測な事態が発生した場合等に備えて、政府として機動的な対応を行うべく、能動的にガバナンスを発揮できるよう検討を行うこと。加えて、民間からの資金調達を促進していきつつ、公的資金の回収を図る観点も踏まえ、適正なリターンが確保されるような設計とするように検討すること。

(参考) 参議院 経済産業委員会 附帯決議全文 (2 / 3)

六 選定事業者に対する出資等の支援が多額の国費を用いるものであることに鑑み、選定事業者による実施計画の概要を公表すること。また、実施計画の実施状況、選定事業者による半導体の設計を行うために必要なデータセットの開発及び顧客への提供状況や選定事業者と半導体設計事業者等との提携状況など事業の進捗状況について、政府において責任を持って把握・検証を行い、入手する経営情報に関してはその機密の確保に万全を期し事業者の競争上の地位の毀損がないように配慮しつつ、上場までの間、選定事業者に対する追加支援に必要な予算案の審議に向けて、国会に報告するとともに、公表すること。特に、量産開始までの間は、三月に一回をめぐりに国会に報告すること。

七 選定事業者による指定高速情報処理用半導体の量産化に対する支援（以下「量産準備支援」という。）は、民間主体で行うことを旨とし、政府は今後の次世代半導体を取り巻く環境等の変化を十分踏まえ、必要に応じて選定事業者に対し実施計画の変更の指示など、同計画について不断の見直しを行うこと。

八 更なる量産準備支援の判断については、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況、選定事業者の民間からの追加投資状況及び販路開拓状況を踏まえること。また、選定事業者による売上げ見込みと、生産・販売・管理コスト等の見積りから計算される利益によって、これまでと今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できないなど事業性が見込めないと判断した場合には、支援を見直すこと。なお、量産準備支援を行う場合には、選定事業者に対して、財務状況等の国民への情報開示を行うよう指導すること。

九 選定事業者に対する国からの支援が巨額に及ぶことを踏まえ、支援のプロセスや資金の流れ等について、高い透明性を確保するとともに、公平かつ公正な運用を徹底すること。また、選定事業者役員等の既存個人株主が将来株式を売却した際に生じる利益について、国費の投入が株式価値の上昇に寄与した点も念頭に、引き続き、国費の投入について国民の納得が得られるように努めること。

十 「A I・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく歳出については、政策効果や必要性を十分見極めた上で、国会での審議や産業構造審議会等での議論を踏まえつつ必要に応じて見直しを行うとともに、毎年、「A I・半導体産業基盤強化フレーム」に係る予算の執行状況について情報を整理して公表すること。

(参考) 参議院 経済産業委員会 附帯決議全文 (3 / 3)

- 十一 エネルギー対策特別会計に新設する先端半導体・人工知能関連技術勘定における公債である「先端半導体・人工知能関連技術債」の発行に当たっては、将来にわたって国民負担が伴わないよう厳重に対処すること。その償還においては、財政投融资特別会計の投資勘定が産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、かかる趣旨に合致しない資金の供給を厳に慎むこと。
- 十二 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状及び政府におけるこれまでの半導体政策についての十分な検証・評価の結果を踏まえ、今後の中長期的な内外の情勢変化やA I・半導体に係る技術革新の進展等の動向に対応し、我が国半導体産業の復活に向けて、今後のA I・半導体政策の在り方について更なる検討を進めること。
- 十三 国内におけるデジタル需要の拡大に最大限努めるとともに、国内で製造される半導体の供給において、そのマッチングが図られるよう必要な施策を行うこと。
- 十四 デジタル人材及び特に不足が指摘されているA I・半導体人材の育成や確保については、関係省庁・関係機関、高等学校・高等専門学校・大学等が連携し、着実に取組を実施すること。また、人材や技術の海外流出防止及び高度人材の獲得について、実効性ある施策を講ずること。さらに、情報処理技術者試験については、C B T（コンピュータ・ベースド・テスト）の拡充や実施回数の増加等について更なる検討を行い、デジタル人材の育成や確保に向けて、利便性向上に努めること。
- 十五 次世代半導体の量産化等の事業の推進及び関連産業の集積を進めるに当たり、円滑な事業経営環境を整え、内外より高度なI T人材を確保するための施策を行うことが必要であることに鑑み、関係省庁間の連携及び地方公共団体との連携の下、工業用水の確保、下水道及び道路等の必要なインフラの整備や、いわゆるインターナショナルスクール等の設置及び周辺の学校や医療機関等、居住環境や生活環境の整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

政令・省令・告示の主な規定事項（半導体関連）

	事項	情促法における関係条項	内容
政令	指定することができる半導体の種類	第61条第1項	ロジック半導体、メモリ半導体
	国立研究開発法人であって指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるもの	第68条第1項	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
省令	劣後債、劣後融資	第47条第1項第13項・第14項	元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたもの
	事業者による定期報告の頻度	第75条第2項	四半期に1回、各期末から3月以内に定期報告
告示	指定高速情報処理用半導体の指定	第61条第1項	→p.11
	公募の実施に関する指針 ・ 審査基準・評価基準 ・ 計画様式	第63条第1項	→p.12

指定高速情報処理用半導体の指定

- 情促法第61条第1項「経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の各号のいずれにも該当する半導体を指定することができる。」の規定を受けて、種類（ロジック半導体、メモリ半導体）を政令で定めた上で、具体的に公募の対象とする半導体を、告示において指定高速情報処理用半導体として指定する。
- まずは、2ナノ以下（以細）のロジック半導体を指定することを想定。

公募の実施に関する指針（以下「指針」という。）の記載事項

- 指針には、大きくは、①公募の対象となる半導体（他の告示を引用）、②審査基準、③評価基準、④公募期間について記載すること想定

○情促法（改正後）

第六十三条 （略）

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公募の対象とする指定高速情報処理用半導体（以下、この章において「公募対象半導体」という。）

二 公募対象半導体の生産の開始に係る目標

三 公募の参加者の資格に関する基準

四 公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

五 公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

六 公募を開始する日及び公募の期間

七 選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準

八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3～7 （略）

選定プロセス

○情促法（改正後）

第六十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

- 一 当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。
- 三 当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、実施計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第六十三条第二項第七号に掲げる評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとする。

3 経済産業大臣は、前項の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定事業者として選定するものとする。

計画の記載事項として想定される項目（計画の審査基準・評価基準項目）

	想定項目
技術開発面	生産開始時期
	現時点の技術的基礎と今後の技術開発
	技術流出防止
事業面	事業戦略（ターゲット市場、競合との差別化、顧客確保見通し等）
	製造装置・原材料確保
	人材確保
財務・ガバナンス面	財務情報（B/S、P/L、C/F）
	資金調達（特に民間からの資金調達計画）
	株式設計
その他	国、地方公共団体その他の関係者との連携
	我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与
	その他（公募参加資格等）

（注）リスクシナリオが想定される項目については、その内容と対応策を記載